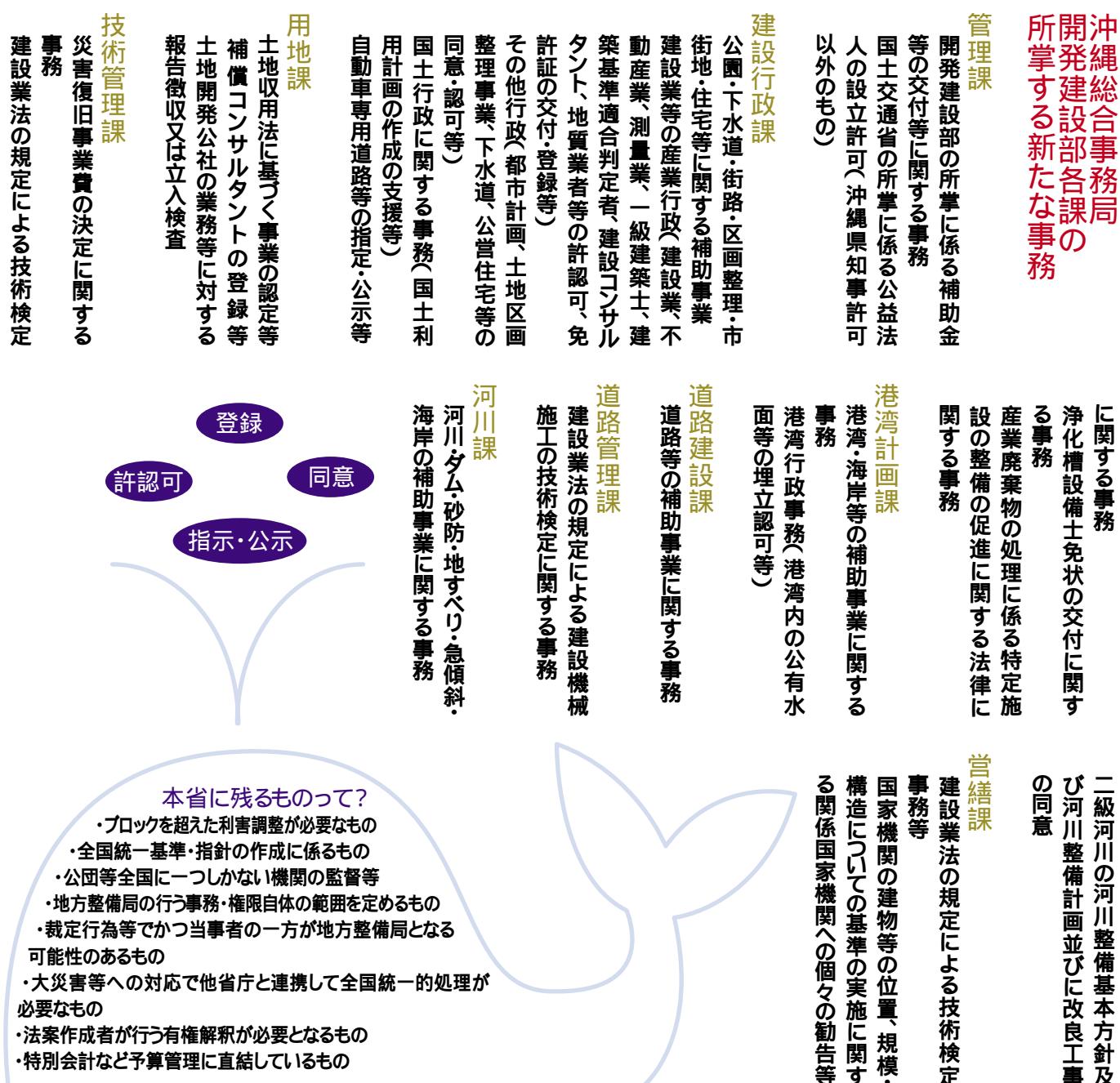


開発建設部…省庁再編に伴い 国土交通省から権限委任された 新たな事務

開発建設部

平成13年1月6日の中央省庁再編に伴い、国土交通省から新たな事務が開発建設部に委任されることになりました。その主な内容は以下のとおりとなっていますが、事務の開始時期については、補助金等に関するもの以外は平成13年1月6日から、補助金等については4月1日からとなっています。

なお、広域又は全国的なもの、あるいは全国統一的な基準に係るもの等については、従来どおり国土交通省の事務となります。また、補助金等については本省配分事業(本省が交付決定)と一括配分事業(沖縄総合事務局長が交付決定)がありますが、本省配分事業については交付申請書受理・審査等の事務を、また一括配分事業についてはすべての事務を開発建設部で行うこととなります。



補助金の一括配分対象(沖縄総合事務局長が交付決定)となる各事業

道路：維持修繕、地方道（地域高規格・公団分を除く）交通安全・雪寒、交通環境改善
河川：河川改修、統合河川整備、準用河川改修、河川修繕
ダム：ダム湖周辺環境整備、堰堤改良、修繕
砂防：渓流再生、砂防環境整備、砂防施設修繕
地すべり：地すべり防止施設修繕
海岸（建設）：局部改良・補修、海岸環境整備
下水：市町村補助公共下水、都市下水路等
公園：大規模公園、閣議決定等により開催決定となった行事等の対象となる公園以外のもの
街路：地域高規格道路、連続立体交差、モノレール、新交通システム以外のもの
区画整理：市町村が施行するもの
市街地：まちづくり総合支援
住宅：公営住宅
港湾：地方港湾改修、港湾施設改良費統合補助及び地方港湾に係る廃棄物処理施設等と緑地等施設
海岸（湾港）：補修費統合補助及び地方港湾に係る海岸保全施設、海岸環境、公有地造成護岸

建設業許可事務等関係一口メモ

この度、国土交通省から委任された「建設業、不動産業等の産業行政」の内容としては、

建設業	建設業の許可、建設業者の指導監督、技術検定等
不動産業	宅地建物取引業の免許、宅地建物取引業者の監督等
測量業	測量業者の登録、測量業者に対する助言等
一級建築士	免許証の交付、登録事項変更届に関すること
建築基準適合判定資格者	登録証の交付、登録事項変更届に関すること
その他	建設コンサルタント、地質調査業者の登録等

以上については沖縄総合事務局で許可・登録等を取り扱うこととなります。下記の事項について注意が必要です。

建設業許可の申請(2以上の都道府県の区域内に営業所を設置しているもの)

建設業の許可は沖縄総合事務局で行いますが、申請等は従前どおり建設業者の主たる営業所の所在地を管轄する沖縄県を経由

経営事項審査の申請(2以上の都道府県の区域内に営業所を設置しているもの)

経営事項審査は沖縄総合事務局で行いますが、申請等は と同様に沖縄県を経由して下さい

宅地建物取引業、一級建築士、建築基準適合判定資格者に関する申請

登録事務は沖縄総合事務局で行いますが、申請等は従前どおり沖縄県を経由して下さい

閲覧所設置のお知らせ 沖縄総合事務局開発建設部に、当該管轄区内の建設業者等提出書類の閲覧所を設置しました。

問い合わせ先

沖縄総合事務局開発建設部建設行政課建設産業係 TEL.098-866-0031(代)内3171
住所:那覇市前島2丁目21番13号ふそうビル9F FAX.098-866-3044